

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 11 月 18 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 出村 恭祐
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

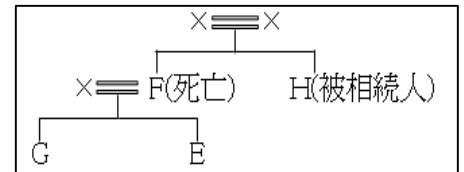
有料老人ホームの入居一時金返還に係る税務上の取扱い

有料老人ホームの入居契約により、相続人の一人が入居者死亡時に入居一時金に係る返還金を受ける権利に相当する金額の経済的利益を享受したことから、その経済的利益については、相続税法 9 条の『みなし贈与』の規定の適用があると初めて判断された事例を紹介させていただきます。

1. 事実関係

①親族関係について

E氏は平成8年に死亡した母Fの長女であり、Eの弟のGは母Fの長男である。被相続人Hは母Fの弟である。※右図参照



②被相続人の入居契約等について

被相続人Hは平成21年6月13日付で、K社が運営する介護型有料老人ホームへの入居契約を締結した。入居者は被相続人Hであり、身元引受人はG、被相続人H死亡の場合の返還金受取人もGとされている。

③入居一時金の原資等について

平成21年6月22日、当時入院していたR病院において、M銀行の行員に対し、M銀行の被相続人H名義の定期預金 31,000,000 円を解約し、その一部により入居一時金の支払いを行った。

2. 当事者の主張

①税務署長の主張

入居一時金は被相続人名義の定期預金を原資とするものであり、その定期預金は、被相続人名義の割引金融債を原資とするものであるから、返還金は、被相続人の相続財産として相続税の課税価格に算入されるべきであると主張しておりました。

②納税者の主張

一方、納税者の主張としては、相続税の課税対象とならないと主張しておりました。

3. 審判所の判断

審判所は、返還金は入居者死亡時の返還金受取人（G）が、この入居契約により入居者（被相続人H）の死亡を停止条件として、K社に対して直接返還金を請求する権利を取得したものと解するべきであり、被相続人Hの相続財産であるということはできない為、税務署の主張する相続財産とする見解を採用する事ができないと判断しました。しかし、Gは相続開始時に被相続人Hから入居一時金に係る返還金を請求する権利に相当する経済的利益を享受する事となる為、Gがその経済的利益を受けた時、即ち、相続開始時における当該利益の価額に相当する金額を被相続人Hから贈与により取得したものとみなすのが相当であり、相続開始前3年以内に贈与があった場合に相続税の課税対象とする規定により、当該返還金の額をGの相続税の課税価格に算入されるべきであるとしました。

4. まとめ

贈与とは、民法において贈与者が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示して相手方が受諾することによって成立する契約と定められております。今回の事例では、入居契約のみをもって、被相続人HとGとの間に入居一時金に係る返還金を請求する権利を贈与する旨の贈与契約が成立していたと認める事はできない為、民法による贈与契約が成立しておりません。しかし相続税法では、民法上の贈与行為以外についてもその経済的効果が実質的に贈与を受けたと同様な場合には贈与税が課税される『みなし贈与』という定めがあります。これは、民法における贈与契約が成立していなくても、実質的に贈与を受けたことと同様に経済的利益があるならば、贈与税が課税されるというものです。例えば自分の子に土地を時価よりも安く売る等についても『みなし贈与』に該当し、贈与税がかかる事となります。当人は贈与を認識していない為、税務署から指摘を受けて贈与税を支払う事になってしまうというケースが、危険なところです。

今回の事例では相続税の課税対象となりましたが、過去には贈与税の非課税とされる事例もあります。老人ホームの入居一時金の取り扱いについては、今後高齢化が進み、このような入居一時金の取扱い事例も多くなっていくと思われますが、支払方法や施設の契約内容も少しずつ異なり、統一した判断基準というものはなく、取扱いも複雑となっております。実際に契約される際には資金調達方法等も含め相談をしていただき、間違いのないような判断ができますよう、お悩みの方は弊社に一度御相談くださいませ。

【担当：出村】